

報告第 2 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（別紙）

理 由

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の解散により組合の構成団体の数が減少すること並びに組合の規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に関する規定について改正する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和元年８月６日

市川市長 村 越 祐 民

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の構成団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、千葉県市町村総合事務組合から地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体に協議を求められたものである。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「香取市東庄町病院組合」を削る。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。